

「鹿児島県商店街にぎわい創出支援事業費補助金（2次募集）」 のご案内

「商店街にぎわい創出支援事業」の2次募集を
令和4年8月8日（月）～9月9日（金）に行います！

1 目的

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている商店街の活性化を図るため、ウィズコロナ・アフターコロナを見据え、空き店舗活用やイベント開催等によるにぎわい創出に取り組む商店街等を支援します。

2 補助対象事業

商店街のにぎわいを創出し、来街者の増加や各店舗の売上増加等に資する事業

対象事業	事業例
空き店舗活用事業	○空き店舗を活用したチャレンジショップ ○交流スペース整備
商店街のにぎわい創出に資するソフト事業	○イベント開催事業 ○個店の集客力・販売力強化支援事業 ○商店街等限定電子クーポン発行事業

3 補助対象者

鹿児島県内に主たる事務所及び活動の拠点を有する次に掲げる者

①商店街等組織 ②任意の商店街等組織 ③その他商業者等グループ

4 補助率・補助金額・補助対象経費

- ・補助率：3分の2以内の額（千円未満切り捨て）
- ・補助金額：1事業あたり上限200万円
- ・補助対象経費：次の表に掲げる経費

人件費	運営員などの賃金	委託料	外部委託料
報償費	講師・専門家等謝金，謝礼等	使用料・賃借料	会場使用料，借上料等
旅費	講師・専門家等交通費，宿泊費等	工事請負費	空き店舗の内装・設備等の改修・補修に要する経費等
需用費	地域産品を活用した景品，印刷製本費，消耗品費等	その他	その他知事が特に必要と認める経費
役務費	通信運搬費，広告宣伝費，手数料等	※工事請負費は空き店舗活用事業のみ対象です。	

5 事業実施期間

補助金交付決定日から令和5年2月20日まで

6 県HP

県HPはこちら⇒<https://www.pref.kagoshima.jp/af01/nigiwai.html>

<お問合せ先>

商店街にぎわい創出支援事業運営業務事務局 ☎ 099-201-4505

営業時間 9：00～12：00／13：00～17：00（土日祝休）年末年始休：12/29～1/4